

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年4月26日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第1号

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会規程の一部を改正する規程
京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会規程の一部を次のように改正する。
第4条第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の場合においては、議長は、委員として表決に加わることができない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局高速鉄道部運輸課)